第六十三条第一号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ　いかなる方法をもってするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しないこと。

第六十三条第二号中「除染等の措置等」を「除去土壌収集等」に、「除去土壌の収集、運搬又は保管」を「除去土壌収集等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第四十条第二項の規定による委託又は同法第四十一条第二項の規定による除去土壌の収集、運搬若しくは保管に係る委託については、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

金融庁
財務省告示第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月三十日

金融庁長官　細溝　清史
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

「シティバンク　インターナショナル　ピーエルシー　英国　ロンドン市　カナリー　ウォーフ　カナダ　スクエアー」を「シティバンク　インターナショナル　リミテッド　英国　ロンドン市　カナリー　ウォーフ　カナダ　スクエアー」に改め、イスティトゥート　チェントラーレ　デレ　バンケ　ポポラーリ　イタリアーネ　エスピーエーの項の次に次のように加える。

パリ市　ブールバード　デ　イタリアン　十六　ビーエヌピー　パリバ　エス　フランス共和国　エー

○総務省告示第十一号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、栃木県宇都宮市と下野市との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十七年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十七年一月三十日

総務大臣　山本　早苗

宇都宮市に編入する区域

下野市上古山字柴田一三一一の三、一三一一の四及び一三一五に隣接する道路、水路である公有地の全部

下野市に編入する区域

宇都宮市針ヶ谷町字折本一〇八六の三、一〇八八の二、一〇九九の二及び一〇八六の一の地先の水路である公有地の一部

○総務省告示第十二号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、栃木県宇都宮市と下都賀郡壬生町との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十七年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十七年一月三十日

総務大臣　山本　早苗

宇都宮市に編入する区域

下都賀郡壬生町大字安塚字門前一五一七の一、一五一七の二、一五一七の八、一五一七の九及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部

下都賀郡壬生町に編入する区域

宇都宮市幕田町字下幕田四八の二、四九の二、五〇、五一の一、五一の三、五二の六から五二の八まで、五四の三、五四の四、五九の二から五九の四まで、六〇の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに四九の二の地先の国有地の一部

○法務省告示第六十六号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月三十日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡平群村井野八十六番地　髙梨　又松

○法務省告示第六十七号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年三月二日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十七年一月三十日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字仲筋百七十二番地　松堂　春康

○法務省告示第六十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年一月三十日

法務大臣　上川　陽子

住所　大阪府東大阪市長栄寺5番7号　徐大輔　昭和54年4月7日生

住所　大阪市生野区新今里3丁目20番20号　康仁美　昭和56年8月21日生

住所　大阪市東成区東中本1丁目7番14号　裵真穂　昭和56年2月1日生

裵恵穂　昭和57年4月14日生

住所　大阪市東成区深江北1丁目4番25―104号　張孝輔　平成4年4月30日生

住所　大阪府東大阪市長堂3丁目18番13号　金悦子　昭和39年7月9日生

住所　大阪市東成区大今里南5丁目8番12号　金富美子　昭和34年7月21日生

夫健佑　平成3年1月24日生

夫利晃　平成6年11月19日生

住所　大阪市淀川区東三国3丁目10番17―A203号　夫健大　昭和62年1月26日生

住所　滋賀県湖南市岩根499番地101　マルシア・リンカ・キオキ　平成6年3月26日生

住所　滋賀県彦根市東沼波町1064番地4　林由美　昭和45年11月30日生

住所　埼玉県蓮田市大字貝塚847番地3　曹淑喜　昭和39年8月1日生

住所　埼玉県所沢市小手指台3番地1　朴昌夏　昭和39年2月19日生

住所　埼玉県白岡市篠津659番地　徐婷　昭和55年11月19日生

住所　千葉市稲毛区園生町705番地3　李明純　昭和48年12月8日生

住所　千葉県成田市宗吾2丁目299番地17　徐孝美　昭和51年12月26日生

住所　東京都杉並区梅里1丁目6番12号　姜京姫　昭和26年3月17日生

住所　神戸市須磨区高尾台2丁目6番18号　高希　昭和40年11月1日生

張高証博　平成15年3月28日生

住所　京都市上京区黒門通元誓願寺下る毘沙門町747番地　張**旭**　平成6年11月30日生

住所　神戸市須磨区磯馴町5丁目2番9号　崔順玉　平成元年2月13日生

住所　神戸市中央区山本通2丁目12番3―502号　梁美霞　昭和24年5月28日生

住所　神戸市東灘区魚崎北町1丁目10番11号　金裕三　昭和62年3月23日生

住所　神戸市灘区大内通6丁目1番12号　李猶代　昭和54年6月27日生

住所　神戸市垂水区本多聞3丁目11番13号　成昌宏　昭和43年10月4日生